ロ　同一の周波数の電波を使用した通話時間は、最大二〇分であること。

ハ　通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するもの又は当該通話に使用した周波数以外の周波数で電波を発射するものであること。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ　略］

ロ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

［ハ～ホ　略］

［二　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第58　略］

第59　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１　略］

２　1,891.0MHz、1,899.1MHz及び1,914.1MHzの周波数の電波を使用するもの　5,000kHz

［第60～第76　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～51　略］

52　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　帯域外領域における不要発射の強度の許容値

［ア　略］

イ　占有周波数帯幅の許容値が5,000kHzのもの

［(ｱ)～(ﾋ)　略］

(ﾎ)　(ﾌ)から(ﾋ)までの規定にかかわらず、1,875MHzを超え1,880MHz以下の周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が子機にあつては－36dB以下の値

(ｶ)　(ｱ)から(ﾋ)までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下、1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下及び1,903.68MHzを超え1,904.832MHz以下の周波数帯においては、1.152MHzの帯域幅における平均電力が－12dB以下の値

ロ　通話時間は、最大二〇分であること。

ハ　通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の三　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

［ハ～ホ　同上］

［二　同上］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第58　同左］

第59　［同左］

［１　同左］

２　1,899.1MHzの周波数の電波を使用するもの　5,000kHz

［第60～第76　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～51　同左］

52　［同左］

［(1)　同左］

(2)　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

［(ｱ)～(ﾋ)　同左］

［新設］

(ﾎ)　(ｱ)から(ﾋ)までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下及び1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下の周波数帯においては、1.152MHzの帯域幅における平均電力が－12dB以下の値